

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶優会の理事及び監事並びに評議員の日当または報酬等について定めたものである。

(理事会の出席)

第2条 理事及び監事が理事会及び監事会に出席したときは、別表1により日当を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第3条 理事長が理事会出席以外の法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当を支払うことができる。

(理事長の出張旅費)

第7条 理事長が、法人業務のため出張する場合には、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

(理事及び監事の出張旅費)

第8条 理事及び監事が、理事長の命を受けてその法人業務のため出張する場合には、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、原則として実費として支給する。

4 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととする。但し、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。
この規程は、平成17年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年10月1日より施行する。
この規程は、平成22年 7月1日より施行する。
この規程は、平成23年 8月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成24年 8月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成25年 9月1日より施行する。
この規程は、平成26年 5月1日より遡及して適用施行する。
この規程は、平成29年 4月1日より施行する。
この規程は、平成30年 1月1日より遡及して適用施行する。

別表 1

名 称	日 当
理事会出席報酬	12,480円
評議員会出席報酬	12,480円

※ 上記日当は1出席当の金額とする。

別表 2

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事長業務報酬	23,000円	2,000円
理事業務報酬等	11,480円	1,000円
監事監査指導報酬等	11,480円	1,000円

※ 上記報酬及び実費弁償費は1出勤当の金額とする。

別表 3

旅 費	宿 泊 費	日 当	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

※ 上記報酬等は1日及び1宿泊に係る金額とする。但し、宿泊を要さない出張の場合は日当の1/3の金額を支給する。